



令和3年1月8日

関係各位

一般社団法人横浜サッカー協会  
会長 内田 渉 (公印略)

**緊急事態宣言発令に伴う、本協会主催・主管 各種事業の実施について (通知)**

本協会は、神奈川県サッカー協会から発出された通知文書を受け、1月8日から2月7日までの期間中、本協会主催・主管各種事業（試合・イベント等）について以下の通りといたします。

- ①本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・イベント・会議等）の実施時間は20時までとする（※会議等Webによるものは除く）
- ②本期間中の本協会主催・主管 各種事業は原則無観客とする。
- ③本協会主催・主管 各種事業（試合・イベント）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。  
なお、大会参加可否については各チームの判断に委ねることとする。但し、参加できないチームは各種別委員会に連絡することを条件とする。
- ④各種大会については、各種別委員会にお問い合わせください。

なお、このような特殊な状況であることをご理解いただきご協力をよろしくお願いいたします。

2月8日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。

一般社団法人 横浜サッカー協会  
〒222-0033  
横浜市港北区新横浜 2-6-3 D S M新横浜ビル 7F  
Tel/Fax 045-474-4315/4316  
<https://yokohama-fa.or.jp>